

2020(令和2)年4月16日

就実大学・就実短期大学
学生諸君及び保護者の皆様へ

学校法人 就実学園
理事長 西 井 泰 彦

遠隔教育のための情報機器の取得費用等の支給について

日ごろ教育活動へのご協力、ご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴って発令された緊急事態宣言の発令や岡山県等の拡大の状況を踏まえて、就実大学及び就実短期大学(以下「本学」という。)においては、去る4月15日付の桑原和美学長の通知のとおり、今年度の前期の授業については原則としてすべてオンラインで実施することになりました。平常時の教育環境とは異なり、今後、多くの困難や支障が生じると予想されますが、学生及び教職員並びに地域社会の健康と安全を守るとともに、本学の教育活動を円滑に実施するために、皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

については、本学におけるオンライン授業の実施や教職員と学生間との連絡・通信のためには、個々の学生がPCやタブレット端末などの情報機器を確保し、インターネットの通信環境が構築されることが不可欠です。しかし、PC等の情報機器を保有していない学生もおられます。このため、全学生に対して、最低限の情報機器を取得し、増大する通信費等に対応できるように、就実学園から一定の金額を支援金として支給することといたしました。具体的には、3万円相当の普通為替証書を5月上旬までに保護者のご自宅に郵送する予定です。情報機器の製造、調達が遅延しておりますが、機器の取得等の費用に充当して下さるようお願いいたします。

このような厳しい時期において、遠隔教育の全学的な体制を本学が率先して整備することは大変重要なことです。また、教育活動を停止させず、様々な工夫によって充実させるために全力を尽くすことは本学の責務と言えます。すべての学生諸君や保護者の皆様方と教職員が協力・連携して、この未曾有の試練を克服してほしいと希望しております。

今後とも、就実学園へのご協力、ご理解を切にお願い申し上げます。